

(質問)

災害発生時に郵便局では、業務等の特別な取扱はあるのでしょうか？

(回答)

非常災害時に郵便局では、地域のためにできる限り郵便・貯金・保険のサービスを維持・継続するとともに、郵便料金の免除等の特別取扱い及び被災者援護を実施します。

《特別取扱い及び被災者援護策等の内容》

- (1) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- (2) 被災者が差し出す郵便料金免除
- (3) 郵便はがきの無料交付
- (4) 被災者救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除
- (5) 貯金・保険の非常取扱い（通帳・証書・印章等がない場合でも本人が確認できれば、一定の範囲内で貯金、保険金等の払い戻し等を行う。）
- (6) 災害ボランティア口座の取扱い（大規模災害時に一定の条件の下で被災地で援護を行う民間のボランティア団体に寄附金を配分する。）などの特別な取扱いがあります。

(問い合わせ先)

連絡先	甲府中央郵便局
担当	総務課
電話	055-235-3394
FAX	055-222-8079